

令和2年 7月31日

保護者の皆様

京都市立北総合支援学校
校長 伊丹 由紀

夏季休業期間中の健康管理について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本校では、6月の学校教育活動再開以降、学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に徹底して取り組んできたところですが、京都市内では、6月25日以降、連続して新たな感染者が発生し、7月15日には京都府が示す警戒基準、29日には特別警戒基準に達するなど、感染の広がりが懸念されます。

各家庭におかれては、夏季休業期間中におきましても、お子様をはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 健康状態の把握

- ① 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果を添付の「健康観察票」に御記入ください。本票は必要に応じて学校に提出していただく場合がありますので、大切に保管してください。

また、保護者の皆様も、お子様と一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただくことをお願いいたします。

- ② お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関や帰国者・接触者相談センター（電話222-3421）に御相談いただくとともに、学校（電話431-6636）へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。（症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。）
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。）

※ 同居されているご家族に上記のような症状がある場合も、お子様に自宅休養のご協力をお願いする場合があります。

- ③ 上記②以外でも、ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話431-6636）へ連絡してください（「ご家族に感染疑いがあり、検査等を受けられた場合」もご連絡ください）。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

2 感染症対策の徹底

ご家庭においては、引き続き基本的な感染症対策の更なる徹底に努めていただき、「新しい生活スタイル」の実践をお願いいたします。

「新しい生活スタイル」を実践しましょう！（抜粋）

京都市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策が長期化する中、感染拡大防止を第一としつつ、社会経済活動との両立を図るため、感染拡大を予防する「新しい生活スタイル」の普及を促進しています。

※ **京都市 新しい生活スタイル** で **検索**！

【京都市民のみなさまへ】

- 人との間隔はできるだけ空けましょう
→ できるだけ2m（最低1m）
- 症状がなくてもマスクの着用を！
→ 外出時、屋内にいるときや会話をするときはマスクをしましょう！
（熱中症にご注意を！）
- 感染しない、うつさない取組を
→ 帰宅後は、手と顔を洗いましょう。
手洗いは30秒かけて、水と石けんで丁寧に！
- 「ENJOY in KYOTO」～京都の魅力を再発見！～
→ 京都の文化、自然、歴史、おいしい料理を楽しむ絶好の機会！
→ 「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」をご利用ください

<公共交通機関を利用するときは…>

- 利用の際はマスクの着用を！
- 車内・ホームでの会話はなるべく控えめに！
- なるべく間隔をあけてご利用を！
- 徒歩や自転車利用も併用しましょう！

★ 「新しい生活スタイル」の実践にあたっては、熱中症にも注意しましょう。

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声掛けをお願いします。